

茨城県南部地域基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

（１）促進区域

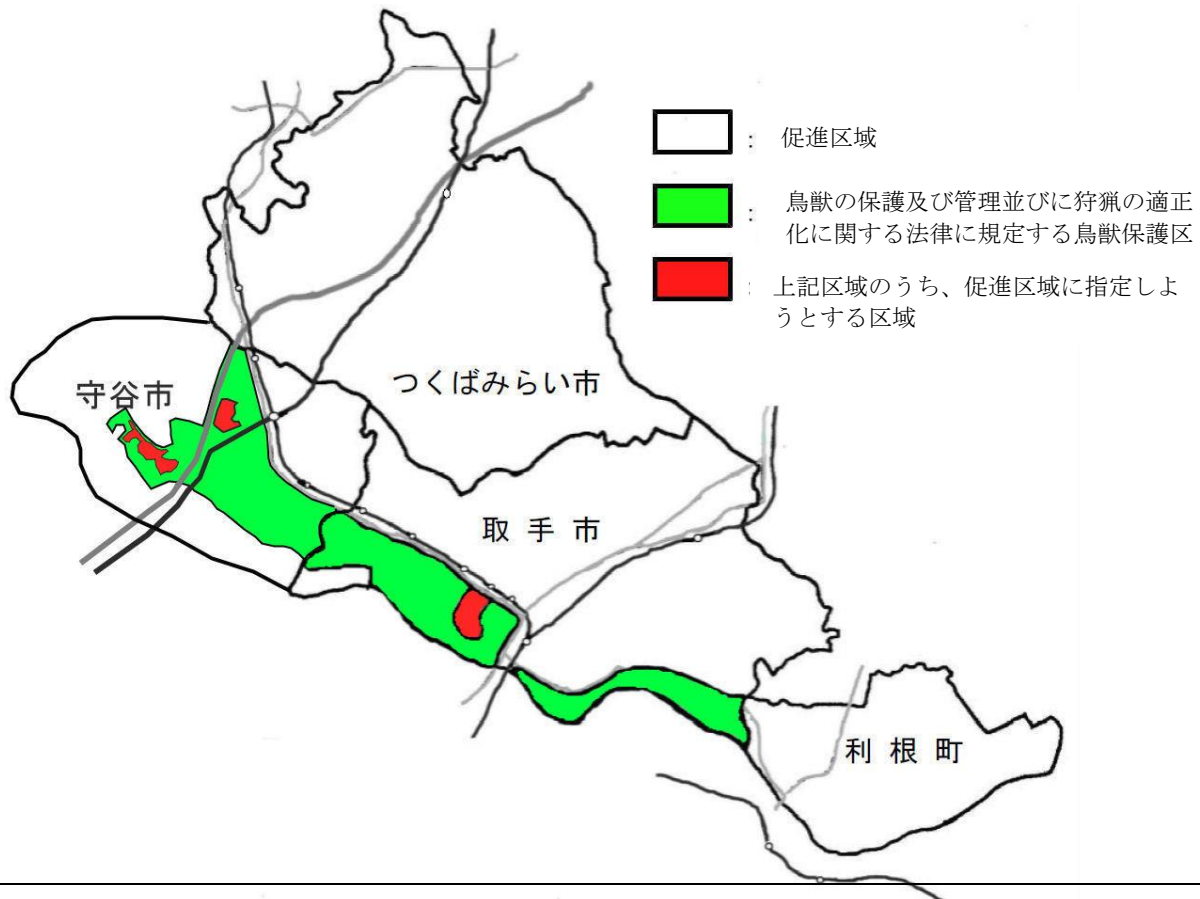
（区域）

設定する区域は、茨城県南部地域（取手市、守谷市、つくばみらい市、利根町）の３市１町であり、平成 29 年 11 月現在における行政区画その他の区域又は道路、鉄道等により表示したものである。

本促進区域には、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区と、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落を含んでいるため、「８ 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

なお、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、自然公園法に規定する国立公園、国定公園、自然環境保全法に規定する都道府県自然環境保全地域、自然公園法に規定する都道府県立自然公園、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等は、当地域には存在しない。

○促進区域図



(2) 地域の特色（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

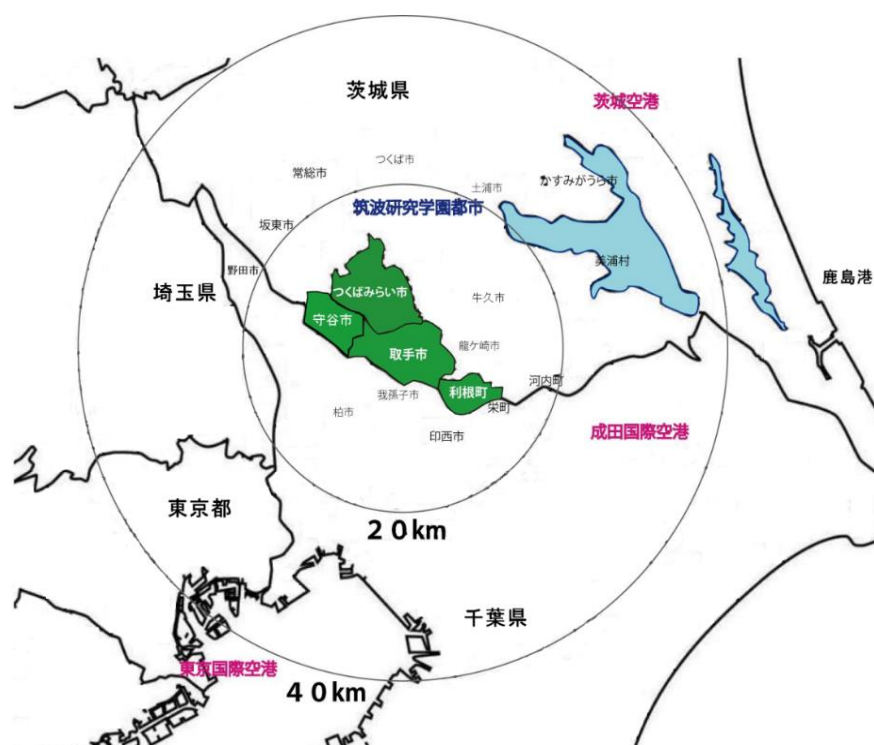
①地理的・社会的条件

本地域は、茨城県南部に位置し、首都から40km圏内にある。

利根川、鬼怒川、小貝川の豊かな水系に抱かれたほとんどが平坦な地形であり、北はつくば市、東は龍ヶ崎市・河内町、西は常総市、さらに利根川を挟んで南に千葉県野田市・柏市・我孫子市・印西市・栄町と接している。

本地域の面積は、20,971haで県全体（609,712ha）の約3.4%にあたり、また、そのうち可住地が約95%を占めている。

広域的には、首都東京、筑波研究学園都市として発展しているつくば市、国際空港都市である成田市及び茨城空港のほぼ中央に位置しており、首都圏発展の一翼を担う地域として位置づけられている。さらに本地域は、東京と直結するつくばエクスプレス（TX）・JR常磐線・常磐自動車道及び県内区間が全線開通した圏央道・主要国道の整備とともに発展しており、一層の飛躍が期待される地域である。



②地域産業の沿革

本地域は、利根川、鬼怒川、小貝川の豊かな水に恵まれ、稲作を中心とした農業が栄え、関東有数の米どころであったが、消費者の食生活の変化や輸入農産物の増加により農業産出額は減少している。

工業については、高度経済成長期以降、首都圏近郊という利便性を生かした宅地開発や道路網などの整備により、流入人口の増加とともに、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、食料品製造業が移転・進出してきた。

また、これらの進出してきた企業と連携が図られ、地域内からも関連業種の新規創業が行われてきた。さらに、進出してきた企業は全国展開をしている企業が多く、製品の流通を担う物流関連産業

も発展してきた。しかしながら、企業進出を首都圏近郊という地理的特性に任せ、一部守谷市、つくばみらい市にあるものの、積極的な工業団地の開発を行ってこなかったことや、近年の企業活動のグローバル化の進展により、新たな企業進出は停滞している。

商業については、古くは江戸時代の利根川水運による物資の交流拠点として賑わいを見せていたが、店舗規模の大型化やモータリゼーションの進展による商業施設の郊外進出により、既存の小規模小売店は店舗数、売上高ともに減少している。

③既存の産業集積の状況

本地域の製造業は、小規模な企業が多く、業種也多岐にわたっているが、大規模な活動を展開している企業も数社存在し、その企業を中心としたネットワークが形成されているものもある。

本地域における平成 26 年の製造業の事業所数は 225 か所、従業員数は 15,320 人で、製造品出荷額は 7,998 億円となっている（平成 26 年工業統計調査）。

また、本地域における企業立地の状況については、守谷市とつくばみらい市は、都市計画法上の工業専用地域が中心となっており、取手市、利根町では、都市計画法の準工業地域や工業地域として用途指定された区域への立地や市街化調整区域への立地もみられる。

○地域の概況

	総面積 (km ²)	可住地 面積 (km ²)	可住地 面積比率 (%)	総人口 (人)	農 業 産出額 (億円)	製造品 出荷額等 (億円)
全 国	377,971	122,630.69	32.9	127,094,745	88,631	3,051,399
茨城県	6,097.06	3,974.86	65.2	2,916,976	4,549	114,084
地域計	209.71	198.95	94.9	236,772	80	7,997.5
取手市	69.94	67.83	97.0	106,570	24	2,712.4
守谷市	35.71	33.47	93.7	64,753	11	2,629.5
つくばみらい市	79.16	73.33	92.6	49,136	35	2,612.5
利根町	24.90	24.32	97.6	16,313	10	43.1

資料：社会生活統計指標-都道府県の指標-2017、統計でみる市区町村のすがた 2017、国勢調査(平成 27 年)、生産農業所得統計（平成 27 年）、市町村別農業算出額(平成 27 年)、工業統計調査（平成 26 年）

○産業別就業者人口比率

市町名	就業者 人 口 (人)	産業別就業者人口					
		第 1 次産業		第 2 次産業		第 3 次産業	
		人口(人)	%	人口(人)	%	人口(人)	%
地域計	112,180	2,534	2.4	27,947	26.1	76,717	71.6
取手市	48,983	871	1.9	10,822	23.3	34,757	74.8
守谷市	32,243	307	1.0	8,473	27.4	22,137	71.6
つくばみらい市	24,181	1,070	4.6	7,096	30.5	15,086	64.9

利根町	6,773	286	4.3	1,556	23.7	4,737	72.0
-----	-------	-----	-----	-------	------	-------	------

資料:国勢調査(平成 27 年)

④交通基盤等

【道路】

道路網は、本地域西端を縦走する常磐自動車道を基軸に、国道 6 号・国道 6 号牛久土浦バイパス・国道 294 号をはじめとする国道・県道等が接続して、広域及び域内の交通ネットワークを構築するとともに、産業活動を支えている。

平成 29 年 2 月、本地域北端から数キロ先を東西に走る、圏央道が開通（県内区間の全線開通）し、常磐自動車道、東北自動車道を連結させ、成田国際空港、鹿島港にもつながることで、首都圏の交流・連携の強化が図られ、本地域からみても大きな効果が期待される。

今後は、首都東京・成田・つくば・茨城空港のほぼ中央に位置していることから交通の要となるよう、また、首都圏と東北地方との中継点としての機能充実を目指し、地域が一体となって、このような大きな環境変化を戦略的に生かしていく必要がある。

【空港・港湾】

本地域は、我が国の玄関口である成田国際空港、重要港湾である鹿島港から近い位置にあるほか、高速交通網の充実に伴って重要港湾である茨城港（常陸那珂港区等）の県内港湾や、平成 22 年 3 月に開港した茨城空港も一層利用しやすくなるなど、海路、空路の利用に恵まれた地域となりつつある。

【鉄道】

鉄道網は、平成 27 年 3 月に東京駅乗り入れが実現した J R 常磐線が、本地域中央部を縦走し、本県の都市形成の基軸を担っており、本地域には、取手駅・藤代駅の 2 駅が所在している。また、本地域西端にはつくばエクスプレス（T X）が平成 17 年 8 月に開通し、秋葉原駅とつくば駅を約 45 分で直結させ、首都との近接性が高まるとともに、沿線の市街地形成に大きく寄与しつつあり、本地域には、守谷駅・みらい平駅の 2 駅が所在している。

このほか、本地域南西部を、関東鉄道常総線（取手駅～下館駅）が縦走し J R 常磐線と T X を接続させているほか、地域南部を J R 成田線（我孫子駅～成田駅）が縦走し、地域内の鉄道ネットワークを支えている。なお、平成 23 年 3 月には常総線沿線に新駅「ゆめみ野駅」が設置された。



平成 26 年度東京駅乗り入れ

【情報通信基盤】

現在、企業活動においては、いわゆるブロードバンドインターネット接続環境が必須となっている。各地域でブロードバンド利用環境が広がっており、情報通信基盤の利用環境における格差は急速に解消されつつある。本地域においても、ほとんどの市町に NTT 東日本や KDDI が提供するブロードバンドネットワーク接続エリアが広がっている。

また、茨城県では、県民・企業誰もが便利で廉価に利用できる情報通信環境を確保するため、独自の情報インフラとして「いばらきブロードバンドネットワーク」が構築されている。

⑤工業用地の整備状況

茨城県の南部に位置する本地域は、首都圏の玄関口として、古くから首都機能を補完するように、企業の進出が図られてきている。したがって、各地方に昭和 40～50 年代に盛んに造成されたような工業団地は存在しない。

本地域内にある工業専用地域は、守谷市北部に位置する立沢地区工業専用地域（昭和 45 年設定）、

西部に位置するもりや工業団地（昭和 63 年設定）とつくばみらい市北部に位置する福岡地区工業専用地域（昭和 45 年設定）の 3 か所があり、その大部分は企業が立地している状況である。

また、つくばみらい市においては、既存の福岡地区工業専用地域と連携した産業拠点を創出し、優良な工業系企業を誘致するため、新たな工業団地の整備に取り組んでいる。

その他、工業専用地域の指定や工業団地の造成はされていないが、優良企業が立地するなどし、大消費地東京に向けた企業の進出を見ることができる。

⑥人材育成機関、産業支援機関および大学・研究機関

本地域には、7 校の県立高等学校があり、私立の中高一貫校も 2 校存在している。

また取手市には、国立学校法人東京藝術大学があり、様々な産業との連携が図られている。

専門学校は取手市内を中心に、成田つくば航空専門学校や関東理工自動車専門学校等が設置されており、人材育成を担う機能が集積している。

さらに取手市は、J R 常磐線で上野まで 40 分、守谷市、つくばみらい市においては、つくばエクスプレス（T X）で秋葉原まで 40 分弱と近距離にあり、この沿線上には、国立学校法人東京藝術大学、隣接するつくば市には、国立学校法人筑波大学があり、これらの学術機関と技術力や開発意欲にあふれた中小企業等との連携により、技術革新を創出する高い成長が期待できる。

このような取組を支援するため、本地域に隣接するつくば市には、独立行政法人産業技術総合研究所の産学官連携推進本部等があり、様々な技術支援や国の援助等の仲立ちを積極的に進めるなど、産学官の連携が強化されている。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

本地域は、利根川や鬼怒川の舟運を利用して古くから物流ネットワークが発達していたところである。現在、鉄道や高規格道路も整備され、首都圏の通勤圏として、そして地場産業を活用した食料・生産、物流拠点となり、また、技術水準の高い精密機械、一般機械、農業機械、住宅関連産業、金属製品産業の集積がみられ、雇用者数の約 2.5 割が製造業に従事している。

これらの地理的特性や産業集積などを活用し、暮らしや食品の安全・安心を重視した付加価値型生活関連産業、高度化するものづくり産業、安全で効率的な物流関連産業分野の成長ものづくりを進め、本地域の活性化を促進していく。

(2) 経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
促進区域での地域経済牽引事業による付加価値増加分	—	1,300 百万円	

(算定根拠)

1 件あたり平均 0.9 億円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を 10 件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で 1.39 倍の波及効果を与え、促進区域で 13 億円の付加価値を創出することを目指す。

【任意記載の K P I】

	現状	計画終了後	伸び率
地域経済牽引事業の創出件数	—	10 件	
促進区域での地域経済牽引事業関連業種における雇用者数	3,675 人	3,841 人	4.5%

(算定根拠)

地域経済牽引事業の創出件数は上記「経済効果の目標」における設定のとおり。地域経済牽引事業関連業種における雇用者数は、茨城県の製造業の雇用者数の増加率に県と地域の企業規模のばらつきを考慮した補正分を準拠した雇用者数の伸び率 4.5%として基本計画終了後の雇用者数を設定した。

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは以下の (1) ～ (3) の要件を全て満たす事業をいう。

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地

域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が 5,092 万円（茨城県の 1 事業所あたり平均付加価値額（経済センサスー活動調査（平成 24 年））を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内における地域経済牽引事業に関係する事業者において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ①促進区域に所在する事業者間での取引額が開始年度比で 4.6%以上増加すること
- ②促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で 4.6%以上増加すること
- ③促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で 4.5%以上もしくは 2 名以上増加すること
- ④促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で 7.9%以上もしくは 16.1 百万以上増加すること

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

(1) 重点促進区域

重点促進区域は以下の大字の区域とする。

取手市

- ①白山・新町（白山工業地域）
- ②桑原・井野・井野台二丁目（井野・桑原工業地域）
- ③梶木（梶木工業地域）
- ④宮和田（宮和田工業地域）
- ⑤梶木・清水（清水地区）
- ⑥毛有（毛有地区）
- ⑦下高井（下高井向原地区）
- ⑧下高井（下高井常案地区）
- ⑨ゆめみ野三丁目（ゆめみ野地区）

つくばみらい市

- ⑩中原・坂野新田・台・福岡・南（福岡地区工業専用地域）
- ⑪坂野新田、台、福岡、南（福岡工業団地）
- ⑫筒戸（筒戸工業地域）

⑬絹の台 4 丁目（絹の台準工業地域）

⑭小絹（小絹工業地域）

⑮小絹・杉下・筒戸（筒戸東地区）

利根町

⑯大平・早尾（大平地区）

守谷市

⑰立沢・百合ヶ丘（立沢地区工業専用地域）

⑱緑一丁目・緑二丁目（もりや工業団地）

（概況及び公共施設等の整備状況）

概ね面積は、366.1ha 程度であり、道路・ガス水道等の基本的なインフラ整備が既に完了している区域である。今後は交通インフラの充実に伴って、新規の工場立地や既存工場の拡大が見込まれる区域である。

○ 具体的な区域については、次のとおりである。

取手市	①	白山・新町（白山工業地域）25.6 ha 遊休地無し、農用地区域無し、鳥獣保護区にあり、都市計画法の用途地域は工業地域。 市の南部に位置し、国道 294 号と常総ふれあい道路（市道）が通り、J R 常磐線取手駅から約 1 km、常磐自動車道谷和原インターチェンジから約 10 km という立地条件にあり、映像事務機製造業者が進出している。
	②	桑原・井野・井野台二丁目（井野・桑原工業地域）29.0 ha 遊休地無し、農用地区域無し、都市計画法の用途地域は工業地域。 市のやや南部に位置し、国道 6 号に接し、J R 常磐線取手駅から約 2 km、常磐自動車道谷和原インターチェンジから約 13 km という立地条件にあり、酒類製造業者が進出している。
	③	櫛木（櫛木工業地域）4.4 ha 遊休地無し、農用地区域無し、都市計画法の用途地域は工業地域。 市の北東部に位置し、小貝川沿いの住宅地の一角にあるが、国道 6 号バイパスに近く、首都圏へのアクセスが容易。
	④	宮和田（宮和田工業地域）6.0 ha 遊休地無し、農用地区域無し、都市計画法の用途地域は工業地域。 市の北東部に位置し、J R 常磐線藤代駅に隣接した立地条件にあり、家具製造業者と架線用機械工具製造業者の 2 社が進出している。
	⑤	櫛木・清水（清水地区）5.0 ha 遊休地無し、農用地区域無し、全区域 約 5.0 ha が市街化調整区域になる。市のほぼ中央部に位置し、J R 常磐線藤代駅から約 2 km で国道 6 号沿いという立地条件にあり、食品製造業者が進出している。
	⑥	毛有（毛有地区）4.1 ha 遊休地無し、農用地区域無し、全区域約 4.1 ha が市街化調整区域になる。市のほぼ中央部に位置し、J R 常磐線藤代駅から約 3 km という立地条件にあり、鉄骨・鉄製品製造業者が進出している。
	⑦	下高井（下高井向原地区）0.9 ha 遊休地無し、農用地区域無し、全区域約 0.9 ha が市街化調整区域になる。市の西部に位置し、都市再生機構施行の下高井特定土地区画整理事業区域に近接し、同区画整理事業に関連し、国道 294 号に通じる都市計画道路が整備中で、交通アクセスの向上が見込まれる。金物類製造業者が進出している。
	⑧	下高井（下高井常案地区）9.3 ha 遊休地無し、農用地区域無し、全区域約 9.3 ha が市街化調整区域になる。市の西部に位置し、都市再生機構施行の下高井特定土地区画整

		理事業区域に近く、同区画整理事業に関連し、国道 294 号に通じる都市計画道路が整備中で、交通アクセスの向上が見込まれる。建設用金属製品製造業者が進出している。
	⑨	ゆめみ野三丁目（ゆめみ野地区）11.6 ha 遊休地無し、農用地区域無し、市街化調整区域無し。市の西部に位置し、都市再生機構施行の下高井特定土地区画整理事業区域内で、平成 23 年 3 月に開業した、関東鉄道常総線ゆめみ野駅から約 1 km の立地条件にある。また同区画整理事業に関連し、国道 294 号に通じる都市計画道路が整備中で、交通アクセスが良好な地区となる。
つくばみらい市	⑩	中原・坂野新田・台・福岡・南（福岡地区工業専用地域）96.4 ha 遊休地無し、農用地区域無し、市街化調整区域無し。市の北部にあり、つくば市と隣接した地域である。つくばエクスプレス（TX）みらい平駅にも近い。主なものとして農業用機械器具製造業者（農業用器具を除く）及び鉄骨系プレハブ住宅製造業者が進出している。
	⑪	坂野新田、台、福岡、南（福岡工業団地）24.0 ha 農用地区域無し、市街化調整区域無し。市北部に位置し、都市計画道路東櫛戸・台線に隣接する。また、近くにつくばエクスプレス（TX）みらい平駅などがあり、交通アクセスは非常に良い。（平成 29 年 12 月 新規都市計画決定に向けて手続き中）
	⑫	筒戸（筒戸工業地域）6.0 ha 遊休地無し、農用地区域無し、市街化調整区域無し。国道 294 号、常磐自動車道谷和原インターチェンジ、中心市街地にも近く東京圏への交通の便に優れている。
	⑬	絹の台 4 丁目（絹の台準工業地域）14.3 ha 遊休地無し、農用地区域無し、市街化調整区域無し。都市再生機構（旧住宅・都市整備公団）の区画整理事業により開発されたもので、市の玄関口である常磐自動車道谷和原インターチェンジに隣接し交通アクセスは非常に良い環境下にある。主なものとして空圧機器、自動制御機器製品の研究所及び動植物油脂製品の研究所が進出している。
	⑭	小絹（小絹工業地域）5.4 ha 遊休地無し、農用地区域無し、市街化調整区域無し。常総ふれあい道路に隣接するとともに国道 294 号、中心市街地にも近く東京圏への交通の便に優れている。ベビー用品全般の物流センターが進出している。
	⑮	小絹・杉下・筒戸（筒戸東地区）7.6 ha 遊休地無し、農用地区域無し、全区域約 7.6 ha が市街化調整区域になる。国道 294 号、常磐自動車道谷和原インターチェンジに近接し、関東鉄道常総線小絹駅にも近く東京圏への交通の便に優れている。窓用・扉用日よけ、日本びょうぶ等製造業者が進出している。
利根町	⑯	大平・早尾（大平地区）5.3 ha 遊休地無し、農用地区域無し、全区域約 5.3 ha が市街化調整区域になる。町の北部に位置し、龍ヶ崎市に接する地区である。主要地方道千葉竜ヶ崎線に隣接し、成田国際空港までは 40 分という立地条件にある。
守谷市	⑰	立沢・百合ヶ丘（立沢地区工業専用地域）45.8 ha 遊休地無し、農用地区域無し、都市計画法の用途地域は工業専用地域。常総ふれあい道路に隣接するとともに常磐自動車道が一部地区内を通過し、谷和原インターチェンジに近接し、交通アクセスは非常に良い。
	⑱	⑱緑一丁目・緑二丁目（もりや工業団地）65.4 ha 遊休地無し、農用地区域無し、都市計画法の用途地域は工業専用地域。市西部に位置し、工業団地として整備した区域である。東洋一の規模を誇る酒類製造工場をはじめ、多くの企業が立地している。

○設定する区域の地番については、別添の「重点促進区域地番表別紙 1」のとおりである。

○地図については、別添の「重点促進区域図別紙 2」のとおりである。

（関連計画における記載等）

取手市都市計画マスタープランにおいては、（重点促進区域：①白山工業地域、②井野・桑原工業地域は）本市の中心新市街地であり、商業・業務機能や文化機能といった都市機能の集積と、住宅地との共生に配慮した操業環境を形成する。（重点促進区域：③櫛木工業地域、④宮和田工業地域は）賑わいのある藤代駅周辺の市街地と安全で快適な住宅地の形成を図り、住宅地と既存の工場系施設

が共生できる環境を形成する。(重点促進区域：⑤清水地区、⑥毛有地区は)市街化調整区域であるが、本市の中心的役割を担う取手駅周辺と藤代駅周辺の両市街地を結ぶ位置にあることなどから、特に開発需要が高く、優良農地の保全に努めつつ計画的な土地利用を推進する。(重点促進区域：⑦下高井向原地区、⑧下高井常案地区、⑨ゆめみ野地区は)住宅地の中の大規模工場においては、事業者との連携のもと、住宅地との共生に配慮した環境形成を図るといった記載となっている。

つくばみらい市都市計画マスタープランにおいては、(重点促進区域：⑩福岡地区工業専用地域は)周辺の居住環境や自然環境に配慮しながら、生産環境の維持・向上を図る。(重点促進区域：⑪福岡工業団地は)物流基盤を強化する周辺道路の整備に併せ、新たな企業立地を促進するため、事業者の協力のもと地区計画制度などを活用しながら、工業系土地利用の拡大を検討する。(重点促進区域：⑫筒戸工業地域・⑬絹の台準工業地域・⑭小絹工業地域・⑮筒戸東地区は)周辺の住環境との調和を前提としながら、機能更新など既存研究施設の維持を図るとともに、研究・開発系機能など新たな産業系の誘致も視野に入れた本市の活力を支える産業系土地利用を図るといった記載となっている。

利根町都市計画マスタープランにおいては、(重点促進区域：⑯大平地区は)主要地方道千葉竜ヶ崎線沿道に位置するため、産業分野の活性化が期待され、産業促進ゾーンとして、工場跡地に民間企業の積極的な誘致を推進する地区といった記載となっている。

守谷市都市計画マスタープランにおいては、(重点促進区域：⑰立沢地区工業専用地域・⑱もりや工業団地は)常磐自動車道谷和原インターチェンジに近い地域の特性を生かし豊かなオープンスペースを持った環境と合わせ、幹線道路網の整備等により産業・生産機能を保全充実し維持発展を目指す工業・流通施設用地といった記載となっている。

また、本地域の全ての重点促進区域に環境保全上重要な地域は存在しない。

(2) 重点促進区域を設定した理由

本地域は、首都東京、筑波研究学園都市として発展しているつくば市、国際空港都市である成田市及び茨城空港のほぼ中央に位置しており、首都圏発展の一翼を担う地域に位置し、東京と直結するつくばエクスプレス(TX)・JR常磐線・常磐自動車道及び県内区間が全線開通した圏央道など、近年、交通アクセスが飛躍的に向上するなど、今後も益々発展が見込まれる地域である。

本地域の全ての重点促進区域について、首都圏に位置し、その交通の利便性から地場産業を活用した食料・生産、物流拠点となり、また、技術水準の高い精密機械、一般機械、農業機械、住宅関連産業、金属製品産業の集積がみられ、今後も、成長性の高いものづくり産業の発展が見込まれる区域であることから工場立地法の特例措置が必要不可欠であり、今回、重点促進区域として定めるものである。

(3) (重点促進市町村による) 工場立地特例対象区域の設定

工場立地特例対象区域を設定する区域の地番については、別添の「重点促進区域地番表別紙1」とおりである。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

①暮らしや食品の安全・安心を重視した生活関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野

②光学精密機械産業、農業機械産業、機械金属産業、素材加工産業等の集積を活用した成長ものづくり分野

③常磐自動車道等の充実した高速道路網等の交通インフラを活用した物流関連分野

(2) 選定の理由

①暮らしや食品の安全・安心を重視した生活関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野

本地域における平成 26 年の生活関連産業の事業所数は 96 か所、従業員数は 4,878 人で、製造品出荷額は 2,871 億円となっている（平成 26 年工業統計調査）。本地域は、茨城県の玄関口として首都機能を補完してきたことにより、首都圏をはじめとする消費者の生活に密着した様々な製品を提供し、多様な企業、人材、技術が蓄積されている。

また、本地域には古くから、食品関係の企業や国内総出荷量シェアの多くを占めるビール類の飲料メーカーが 2 社も集積しており、その技術と信頼性は、首都圏から高い評価を受けている。特に茨城県のビール生産量は全国 1 位であり、本地域の大手 2 社の生産量が大きく寄与している。これは、この地域の質の良い豊かな水や、豊富な農産物など本県の立地環境が大きく寄与している。

近年では、製品についても付加価値の高い、そして暮らしや食品の安全・安心を重視した製品が求められている。

そのため、地元農業関係者と連携し、食に関する資源を活用した新しい産業形態や植物工場等新分野への進出を目指す企業の集積を図るとともに、今後も人々の暮らしを支える各種製品の多様化と高品質を維持しながら、さらに技術革新を目指し、暮らしや食品の安全・安心を重視した付加価値型の生活関連産業の集積を活用していくことで、成長ものづくり分野の地域経済牽引事業の促進を図っていく。

②光学精密機械産業、農業機械産業、機械金属産業、素材加工産業等の集積を活用した成長ものづくり分野

本地域における平成 26 年の光学精密機械産業、農業機械産業、機械金属産業、素材加工産業等の集積を活用した成長ものづくり分野の事業所数は 144 か所、従業員数は 10,666 人で、製造品出荷額は 3,489 億円となっている（平成 26 年工業統計調査）。ものづくり産業は、生産の振興、新技術の創造、雇用の創出など、あらゆる領域に本地域の産業発展を支え、生活の向上に貢献してきた。

本地域には日本を代表する光学精密機械産業や農業機械産業、さらに機械金属、素材加工等多種多様な業種の産業が集積されている。光学精密機械産業ではデジタルカメラやレーザープリンター等で世界シェア第 1 位である企業の大型複写機の製造拠点になっているだけでなく、電子写

真技術などの研究開発もしており、農業機械産業では日本国内だけでなく海外市場でも売上拡大を続ける企業がトラクターなどの農業用大型機械の製造をしている。また、機械金属産業、素材加工産業では東京湾アクアラインなどの建設実績を持ち、鉄骨を製造している企業や、農業用フィルムを製造している企業などが立地している。

また、本地域が首都圏から至近であり、交通の利便性も高いことから、製造拠点のみならず、研究所等の本社機能等の移転（昨年度は、大手企業3社が研究所を本地域内に設置）も見込まれる。

これらの産業集積という資源を活用していくことで、成長ものづくり分野の地域経済牽引事業の促進を図っていく。

③常磐自動車道等の充実した高速道路網等の交通インフラを活用した物流関連分野

本地域における平成24年の物流関連分野の事業所数は202か所、従業員数は5,074人となっている（平成24年経済センサス）。本地域は、常磐自動車道と県内区間が全線開通した圏央道など高規格高速道路網が充実することにより、首都圏まで1時間程度でアクセス可能であり、また、首都高速道路を経由せずに関西方面へアクセスが可能となり、利便性が飛躍的に高まり、県内においても茨城空港や茨城港、鹿島港とのアクセスも向上し、首都の物資集配拠点として、倉庫業や輸送に関する事業の実施が期待されている。

これらの充実した高速道路網等の交通インフラ活用が産業集積の基盤ともなり、さらに、単にものを運ぶ際の効率性だけでなく、企業のBCPといった観点から安全性を求めた新たなルートや拠点づくりに大いに期待されている地域であり、こういった様々な役割による新たな物流ネットワークを構築していくことで物流関連分野の地域経済牽引事業の促進を図っていく

※圏央道の県内区間の開通により、常磐自動車道と圏央道が交差するつくばジャンクションから八王子まで、都心経由ルートに加え、新たに圏央道経由ルートが加わった。なお、圏央道ルートを使うことにより従前より平均15分の短縮も図られる。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

（1）総論

地域の特性を生かして、成長ものづくり分野に関連する地域経済牽引事業を支援していくためには、地域の事業者が事業を推進する上でのニーズを把握し、適切な事業環境の整備を図って行く必要がある。これら事業者のニーズを踏まえた事業環境の整備にあたっては、国の支援策も併せて活用することで、事業コストの低減や地域が持つ優位性の発揮を積極的に図って行く。

（2）制度の整備に関する事項

①新たな設備投資に対しての優遇制度の創設

活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課した上で、固定資産税の減免措置や補助制度を創設していく。

②地方創生関連施策

地方創生推進交付金を活用し、平成 30 年度以降、生活関連産業や各種機械産業を活用した成長ものづくり分野、高速道路網等の充実した交通インフラを活用した物流関連分野など設備投資支援等による事業環境の整備や、販路開拓の強化等の支援を検討していく。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

①茨城県

県庁ホームページにおける「茨城県オープンデータカタログ」の運営を通じ、庁内に保有するデータのオープンデータ化を進めることで、生活の利便性や行政の透明性の向上を図るとともに、民間企業等でのオープンデータの利活用による新事業の創出を促すなど、社会・経済の活性化に寄与することを目指す。

②市町

各市町ホームページにおける各種統計資料の公表等により、市政に関連するデータの公開を進めるほか、茨城県と全市町が共同で整備を進める県域統合型GIS（地理情報システム）「いばらきデジタルまっぷ」を通じて、市民生活に関連する各種行政情報の提供を行う。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

事業者の抱える課題解決については、茨城県立地推進室内に相談窓口を設置するとともに、各市町の企業誘致担当部局が窓口となり、関係部署との調整を行う。

また、事業環境整備の提案を受けた場合についても、相談窓口を中心に、対応に向けて関係機関や関係部署と調整する。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

①インフラの充実

国への要望等行いながら、圏央道の早期4車線化の実現を図る。

(6) 実施スケジュール

取組事項	平成 29 年度（初年度）	平成 30 年度から令和 4 年度	令和 5 年度（最終年度）
【制度の整備】			
①地方創生推進交付金の活用	・ 交付金活用事業の事業計画の検討	・ 交付金活用事業の事業計画の検討 ・ 事業開始（予定）	・ 運用
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
①県によるオープンデータ化の推進	・ 運用	・ 運用	・ 運用
②各市町によるオープンデータ化の推進	・ 運用	・ 運用	・ 運用

【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
①県相談窓口の開設	・計画同意後、速やかに、窓口開設予定	・運用	・運用
②各市相談窓口の開設	・計画同意後、速やかに、窓口開設予定	・運用	・運用
【その他】			
①インフラの充実	・要望活動	・要望活動	

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域経済牽引事業の促進にあたっては、茨城県工業技術センターや、公益財団法人茨城県中小企業振興公社、株式会社つくば研究支援センターなど県や県関係の産業支援機関など連携を密に図りながら、県や市町においても支援していく。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①茨城県工業技術センター

当センターは、県内中小企業に対して技術的な支援を行う中核機関として、工業、食品、繊維、窯業、工芸、デザインなどの分野について、研究開発、技術支援、人材育成等の各種業務を通して、県内中小企業の新製品や新技術の開発・実用化、生産技術の高度化などを支援しており、こういった活動から、地域経済牽引事業の展開を促進していく。

②公益財団法人茨城県中小企業振興公社

中小企業の振興を図り、本県産業の発展に寄与するため、受発注取引のあっせん、創業や新分野進出等の総合的な相談、新製品・新技術開発への助成、国際化への対応など、地域産業の中核を成す中小企業を支援する各種事業を実施しており、県内中小企業支援機関の中核として不可欠な役割を果たしている。

③株式会社つくば研究支援センター

茨城県、つくば市、地域の研究機関や大学、民間企業との連携のもと、筑波研究学園都市の科学技術の集積を最大限に生かし、我が国の産業競争力の強化に不可欠な産業の新陳代謝とベンチャーの創出・育成や地域中小企業の技術力、開発力向上や販路開拓等を支援するなど重要な役割を担っている。

④いばらき成長産業振興協議会

県内の産学官金で構成する「いばらき成長産業振興協議会」の中に、今後の需要が見込まれる「次世代自動車」、「環境・新エネルギー」、「健康・医療機器」、「食品」、「次世代技術」の5研究会を設置・運営し、各研究会に配置したコーディネーターの活動等を通じ県内中小企業の成長分野進出を促進する重要な役割を担っている。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

茨城県は、180 キロメートルに及ぶ海岸線、霞ヶ浦、筑波に代表される豊かな水、緑の山野に恵まれ、先人たちのたゆまぬ努力と進取の精神により、自然との調和の中で今日の豊かな生活を築いてきた。

この豊かで美しい環境を将来の世代に引き継いでいくため、県では平成 8 年に茨城県環境基本条例を制定し、本条例に基づき、県民、事業者及び地方公共団体が連携し、協力し合って、良好な環境を保全し、進んでやすらぎと潤いのある快適で住みよい環境の創造を目指している。

また、平成 25 年 3 月に改訂した「茨城県環境基本計画」においては、事業者の役割として、事業活動に起因する公害の防止や資源・エネルギーの効率的利用、環境配慮型製品の購入など、環境の負荷の低減に向けて自主的かつ積極的に取り組むことが期待されている。

事業者は、こうした条例や計画の趣旨を十分に理解し、その事業活動を行うにあたっては、生活環境への配慮及び自然環境・生物多様性の保全はもとより、廃棄物の適正処理、3R の推進、さらには地球温暖化対策等を積極的に推進していくことが求められる。

また、事業者は、環境保全のための新たな技術の開発や環境配慮型商品の生産・販売、環境保全サービスの提供などを行い、環境と調和した持続可能な事業活動を展開するとともに、地域社会の一員として、県民、民間団体、市町村及び県との連携・協力を図りながら、地域における環境の保全と創造に向けた取組を積極的に推進することが求められる。

県は、県民、民間団体、事業者、市町村、近隣県、国等と連携を図り、各主体が自主的かつ積極的に良好な環境の保全と創造の取組に参加できるよう、それぞれの役割や取組の方向などを明らかにするとともに、各主体間のネットワーク構築などを図り、総合的に環境保全対策を推進するとともに、県民や事業者等の自主的かつ積極的な実践行動を促進するための各種の制度づくりや環境情報の提供、環境学習の推進、普及啓発などを行う。

事業者は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区にあたっては、自然環境と生物多様性の保全に十分に配慮する。

本計画の実施及び地域経済牽引事業計画の承認にあたっては、これらの取組を実践し、国が定める各種環境法令を遵守するとともに、事業活動に伴い生じ得る環境保全上の問題に配慮しつつ、地域社会との調和を図る。

また、環境保全上重要な地域内での整備の実施に当たって、直接或いは間接的に影響を与えるおそれがある場合は、自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の指導・助言を踏まえて、それらの保全が図られるよう十分配慮して行う。

なお、本計画は公園計画との整合を図ったうえで策定したものであり、また、地域経済牽引事業計画を承認する際には、環境部局と調整を図ることとする。

(2) 安全な住民生活の保全

県は、安全な社会の実現に向けた取組として、市町村、事業者及び県民との連携・協力のもとに推進する安全なまちづくりに関する施策の基本となる事項や犯罪の防止のために必要な規制を定めた

「茨城県安全なまちづくり条例（平成 15 年茨城県茨城県条例第 16 号）」を制定している。

この条例の趣旨を踏まえ、犯罪の防止及び地域社会の安全に資するため、各市町との連携・協力のもと、以下の取組を行う。

- ・犯罪防止のための環境整備

工業団地内の道路、公園などの公共施設に、必要に応じて防犯灯や防犯カメラを設置するなど、犯罪を起こしにくい環境整備に努める。

- ・事務所情報の把握

空き事務所・空き工場が犯罪の温床となることを防止するため、エリア内の事業所情報の把握に努め、所有者に管理の徹底を求める。

- ・警察との連携

犯罪や事故発生時における警察への連絡体制の整備を図る。

- ・地域の防犯活動の推進

今後とも、市町、警察、地域防犯組織による連携を基本に、地域の事業所や立地企業の参加・連携も図りつつ、地域に根差した防犯活動のより一層の充実を促進する。

- ・地域住民との協議

今回の地域未来投資促進法の基本計画に基づく地域経済牽引事業の推進を図るための措置で、地域住民の生活環境等にかかわるものの実施にあたっては、あらかじめ地域住民の意見を十分聴取することとする。

なお、各地域における防犯活動は、次のような状況にある。

- ・各地域では、市町、警察署、防犯協会、町内会ごとの地域自主防犯組織（自警団）等が連携しながら、住民への注意喚起、情報共有化、防犯灯の設置・管理等に取り組んでいる。
- ・市町では、防犯ボランティアやスクールサポーター等による児童の登下校の見守りやパトロール活動、青色回転灯を装備した車両による防犯パトロール（青色防犯パトロール）、街頭での防犯啓発活動など、ボランティアと連携した取組をそれぞれに展開している。また、防犯連絡協議会の設置・運営、生活安全に関する条例の制定、インターネットを活用した犯罪発生情報や防犯情報の提供を行うなど、市町、警察、住民が連携して安全で安心できるまちづくりに取り組んでいる。

（３）その他

①協議会の開催による情報交換と効果検証

毎年度、取手市、守谷市、つくばみらい市、利根町からなる協議会を開催し、事業目標の設定・確認や、進捗・達成状況の確認等を行い効果検証する。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

（１）総論

現時点では該当なし。今後、記載の必要が生じた場合は、基本計画を変更し、定めることとする。

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

(3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

10 計画期間

本計画の計画期間は、基本計画同意日から令和5年度末日、又は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47号）附則第7条第1項に基づき地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて変更された地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針（以下「新基本方針」という。）に基づいて、令和5年度末日までに改めて基本計画（以下「新基本計画」という。）を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。

（新基本方針に基づいて新基本計画を令和5年度中に作成する予定である。そのため、令和5年度をその準備期間として位置づけ、計画期間を令和5年度末日、又は、新基本方針に基づいて、令和5年度末日までに改めて新基本計画を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。）